

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに定める。

平成 30 年 3 月 30 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 15 号

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の一部を改正する条例

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例(平成 25 年寒川町条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)」を加える。

第 7 条第 1 号中「政令で定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第 18 条中「介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第 48 条第 1 項中「政令で定める者」の次に「(施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第 69 条第 4 号中及び第 70 条第 5 項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 87 条第 1 項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。